

11月9日は 「119番の日」

消防庁では、毎年11月9日を「119番の日」と定め、119番通報についての正しい知識と理解を深めてもらうとともに、防災意識の向上を図っています。

火災や急病、けがや交通事故など目の前で災害が突然発生した場合は、誰でも気が動転し、興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、「慌てず・落ち着いて・正確に」119番通報できるように、町会や自治会または勤務先などで実施する防災訓練の際に、通報訓練を積極的に行い、通報の仕方を身に付けましょう。

平成29年中の119番受付件数

平成29年中に弘前地区消防事務組合管内（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）で受け付けした119番件数は1万4,132件で、1日当たり約39件でした。これは約36分に1件の割合で受け付けしたことになります。

119番通報のシステム

弘前地区消防事務組合管内から加入（一般・IP）電話や携帯・公衆電話などで通報すると、消防本部通信指令課消防指令センター（本町）につながり、そこから災害現場に最も近い消防署に出動指令が出されます。※携帯電話からの通報は、電波の状態によっては近隣の消防本部につながる場合があるため、市町村名から住所を話してください。その際、管轄が違う場合は、災害現場の管轄消防本部へ転送されます。



ファクス119・メール119

聴くことや話すことが不自由な人への対応として、メールやファクスによる119番通報が行えます。メールによる通報には、事前の登録申請が必要です。詳しくは弘前地区消防事務組合ホームページ（<http://www.hirosakifd.jp/>）をご覧ください。消防本部通信指令課へお問い合わせください。

119番は緊急電話です！

119番は緊急通報専用の電話です。災害などの問い合わせや、夜間・休日の救急病院の問い合わせなどについては、下記へお問い合わせください。

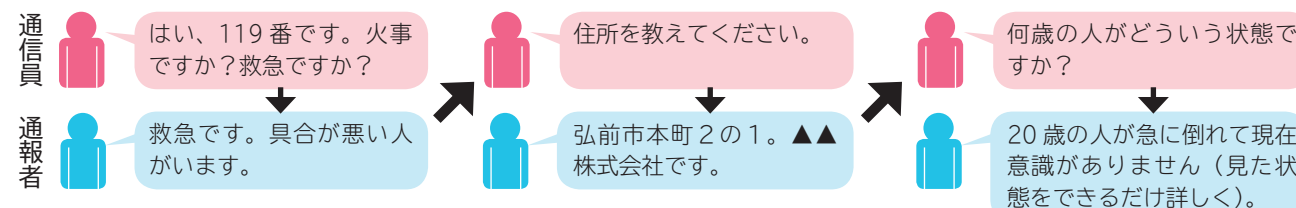
○火災など災害の問い合わせ（災害情報テレホンガイド）
☎ 0180・991・995

※一部の携帯電話、PHS等利用できない電話があります。

○夜間、休日の救急医療情報（医療機関紹介）
☎ 32・3999

■問い合わせ先 弘前消防本部通信指令課（☎ 32・5101）

119番通報の仕方 ～救急時の例～



救急だけでなく火災や救助も同じように、住所を正確に、また、聞かれたことに対し内容を詳しく話してください。そうすることで出動までがスムーズになり、現場へ到着するまでの時間を短縮できます。
※消防車または救急車は、住所が分かった時点で出動します。その後さらに詳しい情報を聴取していますので、慌てず落ち着いて通信員の指示に従ってください。

市民の皆さんから
公募します

弘前市上下水道事業経営審議会の委員を募集

上下水道事業の経営上の重要な施策に関して、市民の皆さんの意見を反映させるため、弘前市上下水道事業経営審議会の委員を募集しますので、奮ってご応募ください。

▽応募資格 市内に在住する20歳以上の市民（議員、公務員〈退職者を含む〉および市の附属機関の委員を除く）

▽募集人員 4人以内

▽募集期間 11月1日～22日（必着）

▽委員の任期・会議の開催など 任期は委嘱の日から2年間。会議は平日の日中、年2～3回開催予定

▽報酬など 会議1回の出席につき、報酬（会長1万2,100円・委員1万円）と交通費を支給

▽応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵

送、持参、ファクスまたはEメールで提出を。

※応募用紙の様式は、市ホームページに掲載しているほか、上下水道部お客さまセンター（市役所1階、岩木庁舎1階）で配布しています。なお、応募用紙は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

▽選考・発表 選考委員会で選考し、結果は応募者全員に書面で通知します。

※選任された人はその氏名を委員名簿等に記載し、公表します。

■問い合わせ・提出先

上下水道部総務課総務契約係（〒036・1393、賀田1丁目1の1、岩木庁舎2階、☎ 55・9660、ファクス55・9680、Eメール suisoumu@city.hirosaki.lg.jp）

意見や提案を
お寄せください

津軽広域水道用水供給事業ビジョン改定（案）への意見募集（パブリックコメント）

津軽広域水道企業団津軽事業部では、浅瀬石川ダムを水源として津軽地域の市町村に水道用水を供給しており、安全かつ安定的な用水供給を行っていくための基本的な計画として「津軽広域水道用水供給事業ビジョン」を策定しています。

このたび、改定案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▽募集期間 11月22日～12月5日（必着）

▽改定（案）の閲覧方法

○津軽広域水道企業団のホームページ

○津軽広域水道企業団津軽事業部（黒石市大字石名坂字姥懐）で閲覧できます（土・日曜日、祝日を除く）

▽対象者 ①弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市（尾上地区、平賀地区）、青森市（浪岡地区）、藤崎町、田舎館村、板柳町および鶴田町（以下「関係市町村」という）に住所を有する人

②関係市町村内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体

③関係市町村内の事務所または事業所に勤務する人

④関係市町村内の学校に在学する人

⑤津軽広域水道用水供給事業ビジョン（案）に利害関係を有する人

▽提出方法 指定の様式または任意様式に、氏名（法人等の場合は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の別（任意様式の場合は対象者①～⑤のいずれか）、件名（任意様式のみ「津軽広域水道用水供給事業ビジョン（案）への意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

※指定様式は市ホームページからダウンロードするか、閲覧場所に備え付けています。

①郵送…〒036・0342 黒石市大字石名坂字姥懐2、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課あて

②津軽広域水道企業団津軽事業部へ直接持参（土・日曜日を除く）

③ファクス…53・2983

④Eメール…tugaru@tusui.jp

※記入漏れがある場合は、意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▽意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を企業団のホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課（☎黒石52・6033）